

## 【ワシントン条約附属書】

ワシントン条約では、野生動植物の保護のため、絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制しており、取引規制の対象となるこれらの動植物を条約附属書に掲載しています。

附属書の改正は、附属書Ⅰ及びⅡについては、原則として約3年毎に開催される締約国会議において検討が行われることとなっています。また、附属書Ⅲについては、随時各国が提出できることとなっています。

第18回締約国会議（COP18：2019年8月、ジュネーブ（スイス連邦））で採択された附属書の改正等は、2019年11月26日から発効します。

本稿ではこの改正を踏まえ、条約附属書の全体を掲載していますが、一般的和名及び一般的英名等については、専ら参考のために記載してありますので、注意が必要です。

### 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲ

#### 角 採 尺

- 1 この附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに記載する名称は、(a)種の名称又は(b)種よりも大きな分類群に属する若しくは種よりも大きな分類群のうちで特定された一部に属するすべての種を意味する名称である。
- 2 略号「spp.」は、種よりも大きな分類群に属するすべての種を示すために用いる。
- 3 種よりも大きな分類群であって2の略号「spp.」が付されている分類群以外の分類群は、専ら参考又は分類のために記載する。科の科学的名称の下に記載された俗名は、参照用に過ぎない。これらの俗名の記載は、当該科に属する種であって附属書に含まれるものを示すことを意図しており、多くの場合において、当該科に属するすべての種を示すものではない。
- 4 次の略号は、植物の分類群で種よりも小さなものを示すために用いる。
  - (a) 「ssp.」は、亜種を示す。
  - (b) 「var(s).」は、変種を示す。
- 5 附属書Ⅰに掲げる植物の種又は種よりも大きな分類群に注釈が付されていない場合には、これらの一又は二以上の種又は種よりも大きな分類群から人工的に繁殖させた交配種は、人工繁殖であることの証明書を付して取引することができるものとし、また、これらの交配種の種子及び花粉（花粉塊を含む。）、切花並びに試験管中で固体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、この条約の適用を受けない。
- 6 附属書Ⅲに掲げる種に付されている国名は、当該種を同附属書に掲げるよう提案した締約国の国名である。
- 7 附属書に種を加える場合、生死の別を問わず、動物又は植物の全体が含まれる。さらに、附属書Ⅲに掲載される動物種及び附属書Ⅱ又はⅢに掲載される植物種については、特定の部分と派生物のみが含まれることを示す注釈が付されていない限り、種の全ての部分と派生物が同じ附属書に含まれる。附属書Ⅱ又はⅢに含まれる種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「#」及び数字は、第1条(b)(ii)又は(iii)の規定に従い、この条約の規定の適用を受ける「標本」として指定されている動物又は植物の一部又は派生物を明記する脚注を指す。
  - #1 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
    - (a) 種子、孢子及び花粉（花粉塊を含む。）
    - (b) 試験管中で固体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
    - (c) 人工的に繁殖させた植物の切り花
    - (d) 人工的に繁殖させたヴァニルラ属（バナラ：Vanilla）の果実並びにその部分及び派生物

- #2 次のものを除くすべての固体の部分及び派生物
- (a) 種子及び花粉
  - (b) 包装された小売取引用に準備された完成品
- #3 根の全体、薄く切られた根及び根の一部（一部及び派生物を利用した加工品、粉末、錠剤、抽出物、強壯剤、茶やお菓子類を除く。）
- #4 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
- (a) 種子（ランの種子鞘を含む）、胞子及び花粉（花粉塊を含む。）。ただし、メキシコから輸出されたサボテン科 (*Cactaceae spp.*) の種子並びにマダガスカルから輸出されたベカリオフォイニクス・マダガスカリエンシス (*Beccariophoenix madagascariensis*) 及びネオデュプシス・デカリユイ (*Dyopsis decaryi*) の種子は、この除外の適用を受けない。  
 (※バニラビーンズの「乾燥させた種子鞘（種子含む）」及び乾燥後に鞘の中の種子部分のみをそぎ取って鞘が含まれない種子のみの状態や、サボテンの種子から抽出した油は、#4の(a)に該当する。)
  - (b) 試験管中で固体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
  - (c) 人工的に繁殖させた植物の切り花（※ランの花びらの抽出物は含まれない）
  - (d) 帰化したか又は人工的に繁殖させたラン科ヴァニラ属（バニラ：*Vanilla.*）及びサボテン科 (*Cactaceae spp.*) の果実並びにその部分及び派生物
  - (e) 帰化したか又は人工的に繁殖させたオープンティア属オープンティア亜属 (*Opuntia*) 及びサボテン科セレンケレウス (*Selenicereus*) の茎及び花並びにその部分及び派生物
  - (f) 包装され、かつ、小売取引用に準備されたアロイ・フェロクス (*Aloe ferox*) 及びエウフォルビア・アンティスユフィリティカ (*Euphorbia antisiphilitica*) の完成品
- #5 丸太、製材品及び薄板（※製品として完成されているものは対象外）
- #6 丸太、製材品、薄板及び合板（※製品として完成されているものは対象外）
- #7 丸太、木の切れ端、粉末及び抽出物（※製品として完成されているものは対象外）
- #8 地中にある部分（例えば、根、根茎）の全体、一部及び粉末
- #9 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物  
 「ボツワナ、ナミビア及び南アフリカ間の取極に基づき、ボツワナ、ナミビア及び南アフリカの関連の条約管理当局間で合意された条件の下、規制された収穫及び生産を通じて得られたフーディア (*Hoodia spp.*) から生産されたもの」のラベルの付された個体の部分及び派生物
- #10 丸太、製材品及び薄板。弦楽器の弓の製作に用いられる未成品の木材品を含む。
- #11 丸太、製材品、薄板、合板、粉末並びに抽出物。（香料を含め、原料として抽出物が含まれている完成品はこの注釈に含まれるとはみなさない。）
- #12 丸太、製材品、薄板、合板及び抽出物。（香料を含め、原料として抽出物が含まれている完成品は、この注釈に含まれるとはみなさない。）
- #13 仁及びその派生物
- #14 次のものを除くすべての個体の部分と派生物
- (a) 種子と花粉
  - (b) 試験管中で個体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
  - (c) 果実
  - (d) 葉
  - (e) あらゆる形態に粉を圧縮させたものを含む、油分をほとんど含まないアガーウッドの粉
  - (f) 包装された小売取引用に準備された完成品。ただし、この免除は木材チップ、ビーズ、数珠および彫刻品には適用しない。
- #15 次のものを除く全ての個体の部分及び派生物
- (a) 葉、花、花粉、果実及び種子
  - (b) 掲載された種の木材の重さが、船積当たり最大十キログラムまでの完成品
  - (c) 完成した楽器、楽器の部品及び付属品
  - (d) ダルベルギア・コキンキネンシス (*Dalbergia cochinchinensis*) については、注釈#4 に該当する全ての個体の部分及び派生物（※#4の(a)～(c)に該当する部位は適用対象外）
  - (e) メキシコ原産であり、かつメキシコから輸出されるダルベルギア属 (*Dalbergia spp.*) については、注釈#6 に該当する全ての個体の部分及び派生物（※CITES 事務局に解釈を最終確認中。）
- #16 種子、果実及び油
- #17 丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材

8 この附属書の注釈において使用される用語及び表現は、次のとおり定義される。

#### 抽出物（エキス）

製造方法に関わらず、物理的又は化学的手段によって植物素材から直接的に得られた全ての物質。抽出物は、固体（クリスタル、樹脂、微細な又は粗雑な粒子を含む。）、半固体（ガム、ワックスを含む。）又は液体（溶液、顔料、油及び精油を含む。）である。

#### 完成した楽器

楽器（WCO（世界税関機構）の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品）は、演奏できる状態のもの又は演奏を可能とするために部品の取付けのみが必要なものをいう。楽器にはアンティークの楽器（関税番号九十七・〇五及び九十七・〇六に規定する美術品、収集品及びアンティークをいう。）が含まれる。

#### 完成した楽器の付属品

楽器の付属品（WCO（世界税関機構）の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品）は、楽器とは別個で楽器に使用し、及び明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、並びに使用に当たり更に手を加えることがないもの。

#### 完成した楽器の部品

楽器の部品（WCO（世界税関機構）の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品）は、楽器へ取付けることができ、明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、演奏を可能とするもの。

#### 包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品

一般公衆への売却又は一般公衆による使用に適した状態で最終使用又は小売取引用に包装され、ラベルが付され、更なる処理が不要な、単独で又は大量に出荷された製品

#### 粉末（パウダー）

乾燥した微細な又は粗雑な粒子の形態の物質

#### 船積

コンテナ、小包の数量にかかわらず、単一の船荷証券又は航空運送状により輸送される貨物又は身に着け運搬し、若しくは個人荷物に含まれる荷物。

#### 船積当たり十キログラム

「船積当たり十キログラム」という用語について、十キログラムの制限は対象の種の木材で作られた貨物の各品目の個々の重量を示すと解釈される。換言すれば、十キログラムの制限は、貨物の総重量ではなく、貨物の各品目に含まれるダルベルギア (Dalbergia) / グイボウルティア (Guibourtia) 種の木材の部分の重量が査定される。

#### 転換された木材

関税番号四十四・〇九で規定されたさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

木材チップ

小さい破片になった木材